

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設内において、入所されている利用者様の両ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合、施設内におけるこれらの対応について、以下のような算定要件を満たした場合に、評価されることとなりました。当法人の介護老人保健施設では、所定疾患施設療養費（Ⅰ）を適切に算定し、利用者様の健康及び安心安全に繋げていきたいと考えておりますので、今後もホームページにて実施状況をご報告して参ります。

令和7年度 所定疾患施設療養費 算定状況（令和7年4月～令和8年3月）

荒井記念ホーム	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数
合計	8	38	3	19	3	15	3	14	2	13	3	15	2	14	4	24	4	28	3	15	5	30	3	19

算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

- ① 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続とする7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ）肺炎
 - ロ）尿路感染症
 - ハ）带状疱疹
 - ニ）蜂窩織炎
 - ホ）慢性心不全の増悪
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合は算定できないこと。
- ⑥ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ⑦ 当該加算算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。